

令和6年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

3月14日（木曜日）

令和6年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和6年3月14日（木曜日）

議事日程 第2号

令和6年3月14日（木曜日）午後1時10分開議

- 日程第 1 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 1 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 1 2 号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 1 3 号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 1 4 号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 5 号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 1 6 号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 7 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 1 8 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 1 9 号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 2 0 号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 2 1 号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 2 2 号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 2 3 号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 2 4 号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 2 5 号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 26 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 27 号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例について
- 日程第 20 議案第 28 号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 29 号 令和 6 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 30 号 令和 6 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 6 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 32 号 令和 6 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 33 号 令和 6 年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 34 号 令和 6 年度甘楽町下水道事業会計予算
- 日程第 27 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第 28 議員派遣の件について
- 日程第 29 一般質問 第 1 番 山 田 光 男 (大手門周辺整備計画について)
- 第 2 番 横 尾 稔 (水道事業について)
- 第 3 番 田 中 享 (電動キックボードの観光利用等について)
- 第 4 番 田 中 享 (空き家対策について)
- 第 5 番 山 田 邦 彦 (続けられる農業をめざして)
- 第 6 番 山 田 邦 彦 (「オーガニック」をもっと進めるために)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

3番	田中 享 君	4番	新井 六美 君
5番	横尾 稔 君	6番	堀口 博 君
7番	白石 豊樹 君	8番	吉田 恭介 君
9番	山田 光男 君	10番	金田 倍視 君
11番	中野 喜久勇 君	12番	山田 邦彦 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	茂原 莊一 君	副 町 長	森平 仁志 君
教 育 長	近藤 秀夫 君	会計管理者(会計課長)	宇佐美 智博 君
総務課長	田村 昌徳 君	企画課長	高橋 功 君
住民課長	高橋 義信 君	健康課長	平井 まさみ 君
福祉課長	五十里 比登志 君	産業課長	田中 睦宏 君
建設課長	秋山 勝重 君	水道課長	富田 和幸 君
教育課長	齋藤 文康 君		

事務局職員出席者

事務局 長	増田 剛久	書 記	岡本 妙子
-------	-------	-----	-------

○開 議

午後 1 時 1 0 分開議

◇議長（白石豊樹君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1、同意第 1 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま固定資産評価審査委員会委員に同意されました松井勝美君から発言を求められておりますので、これを許します。

松井勝美君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔松井勝美君入場〕

◇固定資産評価審査委員会委員（松井勝美君） ただいま議会の同意をいただきました松井です。よろしくお願いいたします。

固定資産税は町の税収の根幹をなす重要なものと聞いております。この評価額に対して納税者の方の目線はとてもしんどいものがあります。町民の方から審査の申し出があった際には他の委員と協議して公正な審査に努めます。（拍手）

◇議長（白石豊樹君） ありがとうございました。

〔松井勝美君退席〕



○日程第 2 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 2、同意第 2 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま教育委員会委員に同意されました齋藤耕一君から発言を求められておりますので、これを許します。

齋藤耕一君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔齋藤耕一君入場〕

◇教育委員会委員（齋藤耕一君） ただいまのご承認、誠にありがとうございました。微力ながら甘楽町教育行政のお手伝いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。（拍手）

◇議長（白石豊樹君） ありがとうございました。

〔齋藤耕一君退席〕

◇

○日程第3 議案第11号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（白石豊樹君） 日程第3、議案第11号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第4 議案第12号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第4、議案第12号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第5 議案第13号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第5、議案第13号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第6 議案第14号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第6、議案第14号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第7 議案第15号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第7、議案第15号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第8 議案第16号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第8、議案第16号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第17号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第9、議案第17号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第10 議案第18号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第10、議案第18号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 1 議案第 1 9 号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部
を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 1、議案第 1 9 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 2 議案第 2 0 号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 2、議案第 2 0 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 3 議案第 2 1 号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 3、議案第 2 1 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第14 議案第22号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第14、議案第22号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第15 議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第15、議案第23号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第16 議案第24号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第16、議案第24号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第17 議案第25号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第17、議案第25号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第18 議案第26号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第18、議案第26号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第19 議案第27号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第19、議案第27号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第20 議案第28号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（白石豊樹君） 日程第20、議案第28号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第21 議案第29号 令和6年度甘楽町一般会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第21、議案第29号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第22 議案第30号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第22、議案第30号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第23 議案第31号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第23、議案第31号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席 12 番、山田邦彦君。

◇ 12 番（山田邦彦君） 私は、議案第 31 号に反対の立場で討論いたします。

私は、公的介護保険制度は社会保障制度の大切な一つの柱として位置付けなければならないと思っています。

まず、新年度から 3 年ごとの見直しにより、介護保険料が全国で値上げの嵐が吹き荒れる中、町では町長をはじめ関係者の皆様のご努力のおかげで値上げせずに新年度を迎えることができることは大変に喜ばしいと思います。

特に 1 から 3 段階の皆さんは値下げが実現するとのことで、大変素晴らしいことと思います。介護サービスを受ける人は、群馬県全体では約 18%にもなっているのに、甘楽町では、これも関係者の皆さんの努力の成果があり、13.3%と見込まれます。これはほとんどの方が介護保険のお世話にならずに一生を終わることができるで一貫して明らかになっています。

それなのに、保険料は第 1 号保険者に対しては一部補助がされているものの、基準の第 5 段階の人で年間 6 万 9,000 円となっています。特に第 1 段階の方は、生活保護受給者の方を含め、世帯全員が住民税非課税で、前年の所得金額が 80 万円以下の方たちです。民間の保険であれば入らないのではと思える人たちですが、公的だからこそ大きな期待があり、皆保険だから逃れることができないのがこの保険です。しかし、保険料を払った上に、利用料が一部も取られます。また、いつでも、どこでも、誰でもサービスが受けられなければいけないのに、他の保険と違って、認定されなければ、サービスが受けられません。色々な矛盾があります。

私は、まず介護保険での国の負担割合を現在の 25 から 50%に増やすこと。そして、1 から 3 段階の人たちは、せめて保険料や利用料を無料にすること。保険料や利用料の在り方を、支払能力に応じた負担に改めること。以前のように要介護 1・2 の人も特別養護老人ホームに入れるようにすること。また、介護・医療そして福祉の連携で、健康づくりを進め、在宅でも施設でも、安心して暮らせるような基盤整備をすること。福祉は人の立場で、介護労働者の労働条件を守り、改善することが必要だと思います。残念ながらそういうふうにはなっていません。

政府はいつも、「消費税は福祉のため、社会保障の充実のために使う」と言っていますが、消費税はその導入前から所得の低い人ほど負担率の高くなる逆進性という欠陥が指摘

されています。1989年に消費税が導入されて以来、今年度までの消費税の税収は509兆円にのぼります。一方で、この間、いわゆる法人3税は合計で317兆円が減税されています。要するに、法人税収の穴埋めのために消費税収の多くが消えてしまいました。一方でトヨタ自動車など輸出企業には輸出戻し税といって消費税を納めてもいないお金が合計で6兆円も戻っています。また、株など有価証券を持っている富裕層には税が減税されています。

大企業や富裕層への優遇はやめて、能力に応じて課税するべきだと考えます。そうすれば、今まで一生懸命働いてきていただいた高齢者に対し、大きな負担をさせずに済むのです。

介護保険以外の社会保障の分野でも負担が重たくなっています。例えば、医療の面では労働者本人の外来の医療費は、消費税導入前は1割だったのが現在は3割に増えていきます。75歳以上の外来医療費も同様です。国民健康保険税も、導入前と比べると4万円も増えていきます。年金やその他の福祉もどんどん負担が増え、サービスが減っています。これは国の予算の使い方が大問題だと思います。日本の社会保障への支出はGDPの22.9%に留まっています。甘楽町と交流のあるイタリアでは28.7%、フランスでは31.4%です。デンマークも30.8%。自己責任の国と言われるアメリカでさえ24.1%です。また教育への公費支出のOECD加盟国の中で比較可能な37カ国の中で36位。家族関係の社会指数、これは保育や児童手当、産前産後の休業補償など子育て関連の社会指数ですが、これも比較可能な35カ国中25位です。このように日本は社会保障も教育も子育ても国民の暮らしを支える公的支出が経済力に比べてあまりに低すぎると思います。それにもかかわらず国や地方の借金が先進国で最悪なのは、富裕層や大企業への行き過ぎた減税や大型開発、軍拡など、税や財政の在り方がゆがんでいるからだだと思います。消費税の減税、社会保障の充実、教育負担の低減など、暮らしを支え、格差を正す。税や財政の基本的な改革を行うべきと思っています。介護保険制度そのものがそういう形になっていませんので、賛成することができません。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 次に、議席8番、吉田恭介君。

◇8番（吉田恭介君） 私は、議案第31号令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今日の介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や核家族

化が進行したため、高齢者を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設された互助制度であります。

本年度策定されました、令和6年度からの3カ年計画である「第9期介護保険事業計画」は、団塊の世代すべてが75歳以上となり、それを支える現役世代の減少が急激に進むことが予測されることから、現状の把握と抱える課題の解消に向けた新たな施策と目標を掲げた新計画となっております。

計画では、被保険者数の推移をはじめ、要支援・要介護認定者の推計等をもとに介護サービス量を想定し、必要とされる介護給付費を算定したうえで、保険料基準額が設定されていると認められます。

被保険者にとっては、保険料はできるだけ低く設定して欲しいと思われるのは当然の事と思いますが、介護サービスの充実とそれに伴う給付費のバランスを考えたうえで設定する必要があるため、策定に関わった介護運営協議会委員をはじめ各種関係団体の皆様のご尽力にあらためて感謝の意を表します。

本予算は、新たに策定された「第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう現行の介護サービスの向上に加え、地域包括支援センターを中心とした積極的な介護・認知症予防と自立支援対策がなされており、それらを遂行するための適切な予算が確保、計上されていると評価します。

以上のことから、今後も本町の介護保険制度が持続可能な制度として運営されるよう、より一層の経営努力をされることを要望いたしまして賛成討論といたします。

◇議長（白石豊樹君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第24 議案第32号 令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第24、議案第32号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席 12 番、山田邦彦君。

◇ 12 番（山田邦彦君） 私は、議案第 32 号について反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきていただいた高齢者に対して、晩年になったら国から捨てられるような制度と感じます。「姥捨て山」と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば「姥捨て山」よりもひどいことになります。こんな制度でいいはずがありません。かつての民主党政権時には廃止を公約していましたが、実現されずにきてしまって、大変残念に思っています。後期高齢者医療制度は、これまで扶養家族になっていたお年寄りも例外なく強制的に家族皆が入っていた保険から切り離されるものです。75 歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるというものです。世界の中の国民皆保険制度の国々では、他に例がありません。政府は後期高齢者の特性を、「治療に時間も手間もかかる。認知症も多い。いずれ死を迎える」などと規定していますが、こんな考え方で制度を作れば差別医療ともなってしまいます。保険料は減額措置があるとはいえ、生活保護受給者を除いて、一人一人から徴収します。それまで、扶養として支払い義務のなかった約 2,000 万人の高齢者の方も保険料を払っています。また、発足当時、群馬県内の 3 町村のみ軽減されていた保険料が、現在は県内一律の保険料となりました。これは、町長はじめ町の関係者の皆さんの努力によって医療費が低く抑えられていたのが保険料が安くなっていたのを、他市町村と同額の保険料にされたということで、町の努力に対する評価をしないという表れで納得できるものではありません。

何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料の負担増が増えれば、企業のグローバル競争力の低下を招くとして、保険改悪を強く求めてまいりました。自分たちは大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつける大変身勝手な態度だと思えます。

そもそも日本の社会とは、77 なら喜寿、88 で米寿、その後、卒寿、白寿と高齢を心から祝う社会でした。その考え方で高齢者医療を見るならば、無料にすることが本来の姿だと思います。財政難を理由にして、高齢者の負担増をする。こんな政治に未来はないと思えます。私は、即中止、撤回すべきと思ひ、反対いたします。

◇ 議長（白石豊樹君） 次に、議席 6 番、堀口博君。

◇6番（堀口 博君） 私は、議案第32号令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々の「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年社会に貢献してこられた方々の医療費を皆で支える「長寿を国民皆が喜ぶことができる仕組み」です。

しかしながら、少子高齢化が進み、医療費が増えていく中で、国民皆保険を維持していくには高齢者にも一定程度の負担増を求めないと運営できないのも事実であります。

また、本制度の運営は県内すべての市町村で構成する「群馬県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料率は県で均一となっています。

令和6年度の歳入歳出予算は、それぞれ2億350万円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険料の軽減分を補てんする一般会計からの繰入金です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主な支出となっています。このように、本特別会計は、町に納付された保険料と一般会計からの繰入金等を広域連合に納付することを基にした予算編成となっています。

以上のことから、今後も75歳以上の方々の生活を支える医療制度として、また将来に向けて持続可能な医療制度となるように、サービス向上、制度の充実に努めていただくことを要望いたしまして、本議案に賛成いたします。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第25 議案第33号 令和6年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第25、議案第33号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第26 議案第34号 令和6年度甘楽町下水道事業会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第26、議案第34号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第27 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（白石豊樹君） 日程第27、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第28 議員派遣の件について

◇議長（白石豊樹君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。



午後 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 5 1 分再開



◇議長（白石豊樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○日程第 29 一般質問

◇議長（白石豊樹君） 日程第 29、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いします。

最初に、質問 1 を議席 9 番山田光男君、登壇の上、質問を願います。

◇9 番（山田光男君） それでは、議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。「大手門周辺整備計画について」。

大手門周辺は、小幡小プール、小幡幼稚園、そして少し前に保健センターが解体され、今現在、更地になっております。この地は、江戸時代ではその名のとおり、小幡藩の正門があり、養蚕の盛んな明治時代から平成の間に、甘楽社小幡組、小幡町役場、甘楽町役場、農業協同組合、甘楽町保健センターと、この地区の行政、経済の中心だった地でありました。また、県道富岡神流線と県道金井小幡線の交わる所であり、甘楽スマートインターの開通により、観光客の流入拠点になると期待されます。今後どのような計画であるか、質問いたします。

1、大手門周辺整備（公園造成工事）計画は、どのような公園になるか教えてください。

2、小幡地区の中核となる施設の建設計画はありますか。

この場所に、地域の交流や活動ができる多目的ホールなどを造る予定はありますか。歴史的に多くの人が集まってきた所なので、地域だけでなく、観光客に対しても活用できる集いの場が必要と考えます。

3、甘楽社小幡組由来碑を活用して、観光PRを行ってはどうか。

甘楽富岡農業協同組合甘楽支所地内にありましたこの碑は、道路拡張に伴い、歴史民俗

資料館の西側に仮設置されております。その碑文の中に、「村中が養蚕に携わり、製糸をしない女性はいなかった」と記されており、養蚕によってこの地域が繁栄したことを述べております。城下町の区割りの中に、町全体が養蚕に携わっていたことを思い浮かべながら、養蚕農家建築群が建ち並ぶ町並みを歩くと、今までとは違った味わいがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

4、大手門周辺に防火貯水槽の設置の計画はありますか。

小幡小プールは、児童の水泳教室の場だけではなく、近隣火災における重要な消防水利として利用されてきました。雨不足で雄川堰に水が流れていない時を見るたびに、心配しております。プールに代わる消防貯水槽の設置が必要と思いますが、いかがですか。

以上、質問を終わります。

◇議長（白石豊樹君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田光男議員の「大手門周辺の整備計画について」のご質問にお答えをしたいと思います。

大手門の跡、そして小幡幼稚園の跡や小幡小プール跡地等を活用した、公園整備についてのこれからのご質問をいただきました。

議員のご質問にもありますように、昨年3月25日に待望の甘楽スマートインターチェンジが開通をし、交通アクセスの改善が図られ、城下町小幡へのアクセスがスムーズで便利なものとなりました。さらに、これから来訪者が安心して訪れることができる交通インフラの整備や案内施設の充実にもこれからも努めてまいります。

大手門周辺整備計画は、地域の魅力を向上し、観光振興や地域活性化を促進する重要な取り組みで、大手門があったということが分かるような整備を基本方針に、既存の歴史民俗資料館をはじめとした歴史的建造物を活かし、地域の声をこれからも大切にして、観光客や町民の皆さんが訪れてもらえる場所とする予定であります。

各ご質問いただきましたこの詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 建設課長。

◇建設課長（秋山勝重君） 命により、お答えをいたします。

1つ目の「大手門周辺整備計画は、どのような公園になるか」のご質問ですが、この整

備につきましては、エリアを2つに分けて実施をする計画となっております。

1つ目のエリアは、旧保健センター跡地を含めた歴史民俗資料館の敷地、ギャラリー大手門跡地と小幡幼稚園跡地を範囲としたものでございます。今年度、1期工事といたしまして、園舎の解体工事を実施いたしました。

2つ目のエリアは、小幡小のプール跡地を範囲とした第2期工事として計画をしております。今年度、小幡幼稚園舎の解体に合わせまして、先行してプールの解体工事を実施いたしました。

第1期工事につきましては、歴史民俗資料館の敷地や東側県道と同じ高さになるように、保健センター跡地と小幡幼稚園跡地の敷地の盛土をいたしまして、一体的な利用ができるようにいたします。また、資料館北側の町道におきましては、交通の安全性を高めるような道路拡幅を行う予定となっております。

幼稚園跡地につきましては、大型観光バスも駐車ができる駐車場を整備し、観光客や地元住民の方々が訪れる憩いの場的な公園として整備を行う予定でございます。

このような整備を行いながら、歴史民俗資料館と有機的に結びつくような整備を1期工事で行う予定となっております。

また、大手門の跡地につきましては、歴史的価値を活かしたものとするため、歴史や景観分野を得意とするコンサルタントのご意見、知識などをお借りいたしまして、陣屋の入り口を象徴するような整備を行う予定となっております。

第2期工事を予定しております小幡小プール跡地につきましては、旧小幡藩武家屋敷「足軽長屋」の移築が可能かなどを含めまして、今後、地域の皆様方からご意見やご要望を収集して、整備計画の策定を行う予定となっておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

2つ目の「小幡地区の中核となる施設の建設計画はありますか」についてのご質問ですが、第2期工事で実施をいたしますプールの跡地計画は、先程申し上げましたとおり、現在白紙であります。地域の皆様方などのご意見やご要望等の中で、「観光客や地元住民が交流や文化活動等のできる多目的な施設整備」についてのニーズなどを把握させていただきまして、これらを十分参考として、旧小幡藩武家屋敷「足軽長屋」の移築などと併せて、活用方法や維持管理などについて地域の皆様方と話し合いを行いながら検討していきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 教育課長。

◇教育課長（齋藤文康君） 命により、お答えいたします。

ご質問3の「甘楽社小幡組由来碑を活用した観光PRを行ってはどうか」ですが、甘楽社小幡組由来碑は、大正6年3月、当時の甘楽社小幡組組合員が、組合の歴史を後世に伝えますますの隆盛を図るために建立したと言われ、町指定重要文化財に平成30年に指定されています。

また、平成27年に認定された日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の構成文化財の一つとなっております。日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、国の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」は、4市町村13文化財で構成されており、甘楽町では、「甘楽社小幡組由来碑」の他、「旧小幡組製糸レンガ造り倉庫」「甘楽町の養蚕・製糸・織物資料」の3件が認定されています。

現在、資料館西側に仮設置したことにより、日本遺産を構成する3件の文化財が集約されたため、来訪者にも好評をいただいております。

大手門周辺整備に合わせて改めて資料館近くに移設させていただき、養蚕・製糸関連の文化財を巡る周遊拠点として、地域の魅力を発信していきたいと思っております。

引き続き、関係機関と連携し取り組んでいきますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 建設課長。

◇建設課長（秋山勝重君） 最後に、「大手門周辺に防火水槽の設置の計画はありますか」のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、かつては小幡小学校プールが消防水利に指定をされておりました。しかし、漏水により使えなくなったため、水泳の授業がスイミングスクールに移行するタイミングで、防火水槽、消防水利から除外をいたしまして、今回の取り壊しを行ったところでございます。

山田光男議員もご存じのとおり、このプールの西側約50メートルの小幡小学校校庭敷地鉄棒付近ですけれども、100トンの防火水槽が設置をされております。通常の防火水槽につきましては、40トンの設置をしておりまして、小幡小学校の敷地内にある防火水槽につきましては、この2.5倍の能力を有しておりますので、今までのプールの代替機能があるというふうに今のところ考えてございます。

現状ではこのような状況でありますので、新たな設置の予定はありません。しかし、消

防署と相談をしながら、消防力が不足をしている地域には整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 答弁は終了しました。

2回目の質問がありますか。

山田光男君。

◇9番（山田光男君） 大手門周辺整備事業につきまして、文化財は地域のルーツを知る上で重要な施設であり、「足軽長屋」は全国的に残っているものが少なく、松浦家のように復元し観光資源として活用するのは良いと思います。ただ、各町の文化財は一固まりでないのが残念で、2万石織田家の城内に導く入り口として大手門周辺整備は重要な役割を持っていると私も思います。中小路武家屋敷、楽山園、そして松浦家、織田公公園と周遊してもらうために、どのような「足軽長屋」の活用があるかを1点教えていただきたいと思っております。

2番目の部分につきまして、小幡地区の中核となる施設の建設計画ではありますが、過去400年の歴史から大手門に人が集まる力を感じております。すぐできることでありませんが、上信電鉄を境に、まず北側が発展すると言われております。事実、各方面から資本が入ってきており、活気付いております。南側の地区が観光で活気付いていくには、自由度のある施設を造り、そこから情報を発していくことが人を集めることだと思いますので、これからいろいろ考えていただくとともに、役場の例えば出先機関を作ってみてはどうでしょうか。

それから、3、甘楽社小幡組由来碑の件につきましてですが、明治の初めは、政府の方針で養蚕が、春ほか1回と決められていたようで、これらは蚕の病気を防ぐものでした。明治5年に、富岡に器械製糸の官営製糸場ができましたが、より多い収入を目指して改良された上州座繰りや、品質統一を図るため組合製糸が組織され、家内工業でありながら1つになれば、大市場にも負けない品質の生糸ができることになり、農家に大きな利益を与えた部分があります。事実、小幡の桜並木を見ますと、大きな養蚕農家群の建設部分を見て歩くと、城下町小幡という部分だけでなく、養蚕と城下町という部分のすごさというんですか、世界遺産にもなってもおかしくないような町並みを感じるところであります。

一応、町の方でもいろいろこれから検討していただけるといふふうに思いますが、私も上毛かるたの中で、「力あわせる百九十万」という札がありますが、石碑にあることは、養蚕において力を合わせる甘楽町だったんじゃないかなというふうに思うところがあります。

した。先日、道の駅甘楽内にある松井家住宅で、上州座繰器による実演を見学しました。手作業で、繭から生糸にする工程はとても興味深く、丁重に説明していただきました。見渡す限り、緑色の桑畑が広がっていた甘楽町も、今では養蚕農家はほとんどなく、お蚕を知らない世代が増えてまいりました。石碑とかかあ天下の像から、観光向けだけじゃなく、明治、大正、昭和と、この地域の産業の中心だった養蚕の歴史を知る上で、小学校の総合学習で座繰りの実演を通して教えていくのも良いと思いますが、どうでしょうか。

また、先日2月26日付の上毛新聞ですが、県蚕糸技術センターが蛍光シルクの繭を販売すると掲載されていました。これを使うのも興味を持ってもらえと思いますが、どうでしょうか。

続きまして、大手門周辺に消防水利の設置の計画につきましてですが、周辺に設置の予定はないというふうにお聞きしましたが、本来なら雄川堰があれば防火用水の必要性はないと思うんですが、365日いつでも豊富に水量があるとは限りません。やはり、水の確保が、私は必要だといつも思っております。

30年ほど前に、消防団の先輩から、「堰に水がない時がある。この地区にも防火貯水槽が必要だ」と指摘され、機会を作っては、その必要性を言ってまいりました。城下町の区割りの関係上、なかなか用地を見つけることができませんでした。大きな古い建物がある地区なので、消火にも四方八方からの放水が必要であり、大量の水が必要となります。雄川堰の流れは、いつも流れているとは限りません。いつ起きるか分からない火災に対して水を蓄えておくことが、地域の安全を守ることだと思います。

大手門周辺の部分も、1区におきましての横町・上町、その他、大きな部分で消火活動の基点ともなります。また、2区に対してもなると思います。どうしても大きな建物に対しては、初期消火、それから次に協働による防火消防水栓の消火、それで消防団の消火となってきます。どうしても小さいものでやっていけば問題はないんですが、これからだんだん時間がかかればかかるほど、大きな火災なり鎮火に時間がかかってくると思いますので、100トンの防火用水は十分理解しておりますが、例えば桜並木の方に消防車を繋げていくということになりますと、中継、中継ということで、時間もそれなりにやっぱりかかっていきますので、そこの大手門周辺に防火用水があれば、より地区の人たちは安心を感じるとは思いますが、もう一度考えていただけないでしょうか。検討していただけないでしょうか。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） いろいろなご要望を、質問に繋がってご要望いただきました。

「足軽長屋」の話も出ましたけれども、そのことにつきましては、先程、課長が答えましたように、まず移築が可能かどうかの調査をしなければなりません。全て全部新しいもので造るということになれば、また違った意味合いになってしまいますので、その辺のところの情報を収集しながら現在白紙であるというお答えを課長がしてくれたんだというふうに思っておりますので、この後、地域の皆様のいろんな要望等を聞きながら、ご意見等を聞きながら、その分については検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから養蚕農家のことにつきまして、いろいろなご要望等もいただきました。確かに、甘楽町は養蚕で栄えたといえますか、私の家も農家でありましたし、養蚕農家でありました。みんなお蚕をしていた時代もあった訳でありますけれども、今またそれに戻るといえる訳にはなかなかいきませんから、それらの歴史的な遺構を活かしながら、甘楽町で養蚕があったと、そしてそれがこれからどういうふう to 発展していくかと、その辺のところをしっかりと捉えながら、皆さんにPRをしていくことが必要だろうというふうに思っております。

最後に、防火水槽の話もいただきました。最後に課長が答えましたように、消防力がまず不足していると。常備消防もありますし、甘楽町の消防団もある訳でありますから、それらの皆さんの意見も聞きながら、必要などころには必要な整備をしていくということをお答えをさせていただきましたので、そのとおりだというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 教育課長。

◇教育課長（齋藤文康君） 先程のご質問の中で、座繰りの関係、養蚕の子どもの学習の関係もご質問いただきました。現在、座繰りににつきましては、学校でも毎年実践をしております。毎年、それぞれの小学校で必ず学年を指定して、座繰りの学習をしております。

それから、ふるさと学習として5年生の宿泊も、昨年度からふるさと館で実際に宿泊をさせていただきながら、城下町小幡を中心とした共同学習を、今年度行ったのは2日目が、ずっと町中をご案内いただきながら学習をしていく、そんなプログラムを行って、できるだけ養蚕、あるいは富岡製糸との関係におきましてはレンガ、あるいは深谷市との授業で、遠隔の授業で、学年を繋いで交流学習をしたりというようなふるさと学習にも力を入れて、またこれからもそういう学習をより広げていければと思っております。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

山田光男議員。

◇9番（山田光男君） どうもありがとうございます。まだまだ私自身の方も、地区の方の皆様と相談しながら、消防力の向上のために防火貯水槽の設置の働きかけをしていきたいというふうに思います。また、この文化財の特に活用といたしまして、町長も先程言われたとおり、いろんな方、町民の皆さんから活用のことを聞くというふうなお話を聞きました。また、町外の方としまして地域協力隊、またインターンの皆さんなど、いろいろな人の意見をより広く聞いていただいて、若い職員で構成されるプロジェクトを組んでいくという予算も承知、来年度から設置していますので、より良い甘楽町の観光づくりとして、企画を出してきていただければ幸いですと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） これは要望ということでよろしいですか。

◇9番（山田光男君） はい。

◇議長（白石豊樹君） 以上で、山田光男君の質問が終了しました。

次に、質問番号2を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問願います。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、「水道事業について」質問させていただきます。

私たちの暮らしが地震災害と隣り合わせにあることを思い知らされた能登半島地震、道路と同様に断水が被災地支援を遅らせ、長期化しています。

こうした中、供給を支える水道管の老朽化が被害の拡大の要因になったと見られ、水道は止まることが許されない重要なインフラだけに、町における水道事業についてお伺いします。

法定耐用年数40年を超える水道管の割合、更新された管路更新率、今後の更新見通し。

水道施設の耐震化や水道管の接合部が壊れにくいなど、耐震適合性のある管の使用が急がれますが、現状はいかがか。

台風や地震で長時間の停電が発生した場合、貯水槽における非常電源の稼働時間はどれくらいなのか。

水道管の漏水は、断水にも繋がるため、未然に防ぐ必要があります。近年では、茨城県

桜川市や愛知県豊田市など、先進技術による漏水感知システムを導入して、聴診探知機なら5年かかるところを7カ月と、10分の1近くに短縮、費用も6割から7割と大幅に削減できています。前橋市においても、事前に予測して対処する予防保全型を管理の原則として、同じシステムを用いることで早期発見、修繕に繋げています。

町のお考えをお聞かせください。

◇議長（白石豊樹君） 質問が終了いたしました。

答弁願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、横尾議員から「水道事業について」のご質問がございました。

ご質問のように、水道は人が生活する上にとって止まることができない、いわゆる断水になることができない、重要なインフラであります。

しかし、能登半島地震の際にも、施設や管路に甚大な被害をもたらしました。断水がまだ続いておるような状況の中で、そのために全国各地の自治体や事業者、ボランティアの方々が、早期復旧を目指して、支援を続けているところだというふうに思っております。一日も早く一刻も早くの復旧を願うものであります。

こうした被害の要因の一つとして、議員質問の施設や管路の老朽化は、当町においても深刻な問題と捉え、施設においては、令和2年策定の「甘楽町水道事業基本計画」に基づき、町で一番大きな浄水場でありますけれども、白倉浄水場の耐震化工事を令和3年に完了したところであります。

また、管路におきましては、「第6次総合計画」に基づき、継続して、今布設替工事を進めているところであります。安全・安心な水道水の供給にこれからもしっかりと努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

管路等の詳細につきましては、この後、課長からお答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 命により、お答えさせていただきます。

まず、ご質問の1つ目、「法定耐用年数40年を超える水道管の割合、更新された管路更新率、今後の更新見通し」につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、当町の水道管は合計で12万5,293メートル布設されております。これは導

水管から給水管まで、町が管理をしております全ての水道管の延長となります。このうち、法定耐用年数を経過している水道管は、4万6,609メートルで、37.2%の割合を占めております。

管路の更新率につきましては、年間0.6%、距離でいいますと750メートル程度でございますが、総合計画に基づき、優先箇所を検討しながら計画的に進めているところでございます。

次に、2つ目のご質問でございます。「水道施設の耐震化や耐震適合性のある管の現状」につきまして、お答えさせていただきます。

まず、施設の耐震化でございますが、先程町長からもありましたが、白倉浄水場は令和3年に耐震化工事が完了し、災害時に最も重要とされる配水地の耐震化率は49.4%となっております。また、令和10年からは、轟浄水場の耐震化工事も予定しているところでございます。耐震適合性のある管の延長は1万6,649メートルで、割合として15.3%となっております。

次に、3つ目のご質問、「災害時の浄水場における非常用電源の稼働時間」につきまして、お答えさせていただきます。

現在、発電機に対応している施設は、町内で5箇所ございます。白倉浄水場と轟浄水場、残りにつきましては秋畑地区の高区や中区に送水しております、それぞれのポンプに発電機を設置しております。各発電機とも、負荷のかかり方により多少前後もありませんが、燃料満タン時に、白倉で16時間、轟で4時間、来波増圧ポンプ場で16時間、来波中区ポンプ場で28時間、葦の萱ポンプで40時間となります。

次に、4つ目のご質問、「先進技術の漏水検知システムの導入」等につきまして、お答えいたします。

町では、有収率の向上を目指し、毎年給水区域を決めて漏水調査を行っております。令和5年度におきましては、白倉地区を中心に行い、約2ポイント上昇し、83.94%と成果が出ているところでございます。

議員のおっしゃる、茨城県桜川市や愛知県豊田市などが導入した漏水検知システムは、現在全国的に導入する動きが見られ、全国で80の事業者が導入している最新の技術と認識しております。このシステムは、衛星から放たれる電磁波の反射特性を生かした画像データにより、漏水の可能性のある区域を半径100メートルの範囲に絞り込めるということが、最も優れているところと言えます。その後、可能性のある箇所には、従来同様の

音聴調査が入り、漏水箇所を特定し、修繕する流れとなります。効率性や探索時間等を考慮すると、費用面においても有効な手段の一つと考えられますが、調査範囲や管路延長等に応じて、割増しになることも考えられますので、費用対効果も考慮しながら、前向きに検討していきたいと考えております。

また、このような技術の導入につきましては、広域の取り組みとしても有効と言われておりますので、県や近隣事業体と情報共有をし、検討していきたいと考えております。今後も議員のご指導とご協力をお願いします。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

横尾稔議員。

◇5番（横尾 稔君） まず、お答えいただきました中での耐用年数を超えた水道管についてなんですけど、今後実施されるのが750メートルということですので、私も6次の総合計画の中で、令和4年度の更新実績712メートル、令和5年度は今年の1月の全協でのものですから、見込みということで660メートルと報告を受けておりますが、この年間の更新できる長さというのを712、660、750となると、平均的に700メートルぐらいを計画されていると思うんですけど、これはこの4月1日から、厚生省から国土交通省観光庁となり、移管されて、水道事業の中で、インフラ整備や災害対策などが得意とされる省庁、国土交通省など入っていますけれども、今後についてこの町の対策が、先程言いましたけど、施設を管理していく中では、広域化や民間の力という形のものも考えられますが、700メートルを実施する、その根拠というか、そういうのを教えていただきたいと思うんです。それ以上延びるのか、延ばせられないのか。

◇議長（白石豊樹君） 水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） ただいま、横尾議員からご質問がありました、年間どのぐらいできるのか、延ばすのかというご質問でございますが、町長の答弁の中にもありました「甘楽町水道事業基本計画」というものを令和2年に策定しております。

この中で、向こう10年とか、20年とかという形で、どの程度講じて、お金が年間どの程度の費用をかけられるかという計算をしております。この中で、大体年間で3億円程度の工事費を見込んでいるところなんですけれども、先程も答弁でお答えさせていただきましたとおり、令和10年から轟浄水場の耐震工事を予定しておるところでございます。極力お金を使わずにその耐震工事に向けて行いたいというところで、今現在予定している

のは総合計画でもありますが、年間700メートル程度、予定しております。本管も大きさや種類によって変わるんですけども、大体1億円程度を老朽管の布設替で計画しているところがございます。ですから、総合計画でも1年間で700メートル、10年で7,000メートルの計画でございますので、1年間700メートルの平均で行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

横尾稔議員。

◇5番（横尾 稔君） 最終的に、3回目の質問ということで、人工衛星を使った活用した水道管の漏水調査の形で、ちょっと質問したいと思えますけれども、課長がおっしゃったように、人工衛星から照射されて戻ってくるマイクロ波が、地表の2メートル下まで到達して水道水に含まれる塩素で反応してその特性から戻ってきたマイクロ波を分析しますと、水道管の破裂しているのが分かるというすごく画期的で、先程言っていました、いろいろな自治体で採用されているので、私も三重県の伊賀市や、岐阜、愛知県豊田市、大分の宇佐市、いろいろ調べてまいりましたが、説明されたとおりですので、今後において一日も早く、また広域とか県での連携を強めていただきまして、うまく導入していただきたいなと思えます。

以上で終わります。

◇議長（白石豊樹君） これは要望ですか。

◇5番（横尾 稔君） はい、終わります。

◇議長（白石豊樹君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

次に、質問番号3及び4を一括して質問願います。議席3番田中享君、登壇の上、質問願います。

◇3番（田中 享君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

最初に、「電動キックボードの観光利用等について」。

令和5年7月から電動モビリティ、いわゆる電動キックボード等のうち、一定の基準を満たすものについては、特定小型原動機付自転車と位置付けられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。

町中を走行する電動キックボードが、自転車と同様に運転免許が不要で、ヘルメットの着用も努力義務となるなど、16歳以上であれば誰でも運転できる手軽な移動手段となることから、若者などを中心に急速に普及が進むのではないかと思います。

一方で、運転免許が不要であることから、交通ルールを学ぶ機会がなく、ルールをよく知らないまま危険な運転をするなど、交通マナーの悪化や悲惨な交通事故の発生が増加するのではないかと懸念されます。

そこで、次のとおり質問いたします。

1つ目として、以前、同僚議員から講習会、特に運転免許のない人を対象とした講習会を開催し、安全に利用できるよう要望していましたが、その後の状況はいかがでしょうか。

2つ目。町で導入し、業務時の移動や施設の見回りなどに使用し、利便性、安全性、危険性等を検証することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目。安全性、利便性の実証後には、町内の観光名所、自然豊かな公園や歴史あるお寺や町並みなどを巡る移動手段の一つとして活用してはいかがでしょうか。

町の考えをお伺いいたします。

続いての質問です。「空き家対策について」。

町では、2019年（平成31年）1月に「甘楽町空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理や発生の予防などの対策を進めています。

空き家の管理は所有者自らが適切に管理することが原則です。しかしながら、家庭によっては事情が様々であり、近所に住む親戚などが管理をしているケースもありますが、最も問題なのは、誰も管理をする人がいなくなり、長年放置されているケースです。

町の「空き家実態調査」によると、町内では、2015年（平成27年度）空き家件数は304件、空き家率4.9%、2022年（令和4年度）は空き家件数402件、空き家率6.3%となっています。

今後も、少子高齢化や人口減少、建物の老朽化、社会ニーズの変化などにより、さらに空き家等の増加が見込まれます。

そこで、今後の空き家対策について、次のとおり質問いたします。

1つ目。町では、「空き家バンク」制度を積極的に活用していますが、さらなる方策として、県外者向けに「オンライン内覧」の実施や、町が10年間借り上げ、予算内でリフォームしてから貸し出すなど、貸し手と借り手の間のサポートを充実、工夫してはいか

がでしょうか。

2つ目。所有者の適切な管理がなされておらず、状態の悪い空き家を悪化させないためには、早期の発見、把握が重要になります。そこで、著しく不適切である空き家等に対して、どのような手段で発見及び把握して、その後の措置を講じていますか。

3つ目。「甘楽町空家等対策計画」の計画期間は、2019年（平成31年）1月から令和6年今年の1月までの5カ年計画となっています。当計画に係る5年間の施策の成果及び総括について、また今後の計画はどのようになっていますか。

町の考えをお伺いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 質問が終了しました。

質問番号3及び4を一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、田中議員から2つのご質問をいただきました。

まず最初に、「電動キックボードの観光利用等について」のご質問でございます。

このことにつきましては、電動キックボードは、議員おっしゃいましたように近年急速に普及している新たな移動手段であるというふうに認識をしております。しかし、議員ご指摘のように、利便性が高い一方で、安全性と申しますか、それが一番懸念される点があります。町内の道路にしてみれば、非常に幅員の狭い道路が多い訳でありますから、こういう中での公道を走る乗り物ですから、より一層の安全性の確保がより重要になるというふうに思っております。

運転者は、それこそヘルメットなどの適切な装備を着用して、速度制限を守って、そして歩行者、そして自動車等との衝突事故防止に努めてもらわなければならないというふうに思っております。そのためには、運転者に対しても交通ルールや安全運転の重要性を啓発する必要があります。このことこのことにつきましても、前回に引き続いての質問でありますので、この後、職員にお答えをさせます。

また、町が公費で導入して観光利用を推進することはというご質問をいただきました。費用対効果や住民の生活圏を走るということについて、地域社会の理解も不可欠でありますので、より一層安全な利用環境を続けるかどうかを十分に検討した上で、取り組みを進めていければというふうに考えております。

ご質問の詳細につきましては、先程申し上げましたように、また担当課長からお答えをさせます。

それから、もう一つ、「空き家対策について」のご質問をいただきました。

近年、非常に空き家が多くなっているということは、十分私どもも承知をしており、調査等を進めておるところでありますけれども、人口の減少や核家族化の影響などによって、先程申し上げましたように、当町における空き家の数は年々増加しているのが現状であります。

令和4年度に町が実施をしました「空き家実態調査」では、402件の空き家があることが判明しております。その利活用をはじめ周辺に悪影響を与えている空き家の抑制や除却が課題となっております。

町では、空き家問題の解決に不可欠なまず「抑制」、そして「活用」、そして「除却」、この3つの視点に立った空き家バンクの取り組みをはじめ、除却やリフォーム、そして家財等の片付けに要する経費の一部を補助する。これらのことを行っている訳でありますけれども、空き家の利活用と不適切な空き家の発生防止に、それらを行いながら努めているところであります。

空き家につきましても、この後、課長から詳細につきまして、お答えをさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 初めに、ご質問3番の「電動キックボードの件」についてお答えをいたしたいと思えます。

初めに、ご質問（1）の講習会の件でございますけれども、電動キックボード、正式には議員もおっしゃったとおり「特定小型原動機付自転車」と言えますけれども、昨年7月から新たな交通ルールが適用され、町はナンバー交付を行うとともに、軽自動車税、年額2,000円ですけれども、その課税を行うこととなっております。

昨年6月の議会で、議員さんから講習会の開催や意識啓発のご意見をいただいたことから、このナンバー交付の際には、車両の保安基準や交通ルールを掲載したチラシを配るよう準備したところでございます。その後8カ月経過をしておりますけれども、現在までのところ、町での登録はゼロ件でございます。したがって、講習会の開催につきましては、もう少し普及をし、利用者の動向を見ながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、ご質問2番目の「公務での利用と実証実験」のご提案でございますけれども、お隣の富岡市で実施をしていることは承知をしております。

現在、職員が出張する際には、もっぱら町の公用車を使用しておりますけれども、この電動キックボードを使用すると仮定した場合は、行き先は甘楽町内に限定されるというふうに思います。都市部のように駐車場がない場所や近距離での移動、車が入れない住宅街などでは、小回りが利いて利便性があるというふうに思われますけれども、甘楽町のように、公共施設間の距離があつたり、地形の起伏があつたり、荷物の運搬も限られるなど、利用場面を想定した場合は、必ずしも利便性があるとは、現状では考えられないため、現状での導入の予定は今のところございません。

最後に、3番目の「観光名所を巡る移動手段としての活用」についてでございますけれども、県内でも電動キックボードの実証実験に取り組む市町村が幾つか見受けられるようになってまいりました。取り組みは始まったばかりで、実際の運用に至るまでは、まだまだ時間がかかるようでございます。

町で導入をして、安全性や利便性が確認された場合であっても、観光利用となると、採算性や運用方法について十分に検討しなければならないと考えております。

特に、観光利用の場合は、議員のご心配している交通ルールやマナーを観光客が持っているのか、観光客の運転の経験はあるかなどを把握することはできませんので、貸し出し側の責任として十分な検討が必要ではないかというふうに考えております。

現状では、電動キックボードの導入予定はありませんけれども、移動ツールには様々な方法がありますので、社会情勢や皆様の声を聞きながら考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 続きまして、質問番号4の「空き家対策」について、命によりお答えいたします。

初めに、空き家の「オンライン内覧」についてのご質問ですが、このオンライン内覧は動画や写真で物件の状態や魅力をリアルタイムで見ることができるため、遠方の方ですとか、忙しい方でも、効果的に物件を確認できる利点がございます。

導入にあたりましては、他の自治体の取り組み等も参考にさせていただき、所有者の同意を得た上で、導入が可能かどうかを検討してまいりたいと考えております。

次に、「町が空き家を借り上げてリフォームしてから貸し出す」取り組みについてですが、地域の空き家問題を解決するための有効な提案であると考えます。

しかしながら、空き家のリフォームには、老朽化の状態によりまして多額の費用がかか

るため、リフォームに適した需要が見込まれる物件かどうかの判断ですとか、所有者との契約内容、責任の範囲、リフォーム後の貸し出し条件などを明確にする必要があると思われます。

このため、導入にあたりましては、民間業者との連携の可否や他の自治体の実際の取り組み事例なども参考にさせていただきながら、調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、「著しく不適切である空き家等の発見、把握の方法、その後の措置について」のご質問ですが、その方法の一つは、「空き家実態調査」での委託業者からの通報です。町では令和4年度に調査を実施しており、その際に、著しく不適切な空き家を発見した場合には、随時調査業者から通報を受けることとなっております。実績では1件ございまして、町から所有者に連絡を取りまして、早急な対応を促し、不適切な状況は改善されております。

2つ目は、住民からの通報です。地域住民の皆様をはじめ、区長や組長さんから、直接ご連絡をいただき、「特定空家等」に認定したケースが過去に2件ございます。いずれも解体等の措置が取られ、改善されているところであります。

3つ目は、職員による把握です。空き家実態調査の結果を基に、職員が活用できそうな空き家を調査しておりますが、その際に、不適切な空き家がないかについても把握するようにしております。今のところ発見した実績はございません。

最近では、特定空家等に該当にはならないんですが、所有者からの申し出によりまして、職員が現状調査をした上で、不良住宅に認定し、解体を促すケースが増えてきております。

次に、「甘楽町空家等対策計画の成果と総括、今後の計画について」のご質問ですが、ご指摘のとおり、当計画は本年1月で5年が経過いたしました。

これまでに、空き家バンクの登録件数は過去5年間で22件、うち賃貸または売買となった件数が17件ございました。総合計画では、年間3件の利用を目標としており、町外から移住されました方は24人いらっしゃいましたので、目標を上回る成果があったものと考えております。

一方、除却の実績につきましては、特定空家等の認定が2件、不良住宅等に認定されたものが9件あり、いずれも危険や不適切な状態が改善されております。

総合計画では、年間3件の除却を目標としておりますので、目標達成には至っておりま

せんが、一定の成果はあったものと考えております。

新たな計画の策定につきましては、県の指導の下、本年3月中に空家等対策推進協議会に諮りまして、策定する見込みとなっております。

これまでの5年間を振り返りまして、取り組みの成果や課題等、評価・分析し、次期の計画策定に活かすとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正によって新たに取り組むべき内容につきましては、計画に反映してまいりたいと考えております。

今後も、地域住民の安全・安心な生活環境を守るために、引き続き空き家対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 質問番号3について、2回目の質問ありましたら、お願いします。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 先程の答弁で、「現在のところ、講習会の開催の予定はなし、観光導入も予定なし」という考えだったんですけれども、近隣自治体、先程言いましたが、富岡市では、先月2月に職員が電動キックボードの活用を探る実証実験を行いました。約1カ月間、業務時の移動や施設の見回りなどに使用しました。現在、提言された活用アイデアを集計中のことですが、職員の意見としては、「近場の移動では便利」「自転車より操作は簡単」「思っていたより安定感がある」との参考意見があったそうです。町で実証実験等の予定がもしないようであれば、電動キックボード、登録はなっていますよね。所有者ですとか、登録者から意見を聞くなど、再度、前向きに検討してはどうでしょうか。

◇議長（白石豊樹君） 総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 富岡市は、民間業者と連携をして、業者からキックボードをお借りして実証実験に取り組んでいるという話は聞いております。甘楽町・富岡市は、ご案内のとおり、定住自立圏でも連携をしておりますので、富岡市さんの実証実験の結果をぜひお聞きをして、そのような有効性があるということであれば、町の方も検討していきたいという形で考えていきたいと思っております。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

◇3番（田中 享君） こちら了解しました。

◇議長（白石豊樹君） 続いて、質問番号4について、2回目の質問がありましたら、お

願います。

田中享議員。

◇3番（田中 享君） 空き家対策につきまして、いろいろ取り組んでいただいているようでありありがとうございます。先程もちよつと話が出ましたが、昨年令和5年12月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が一部改正されまして、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等の3本柱で対応を強化することになってはいますが、先程計画にこれらを取り入れるという話もあったんですけれども、これらの一部改正の中で、租税措置についてというのがありまして、町長から勧告を受けた特定空家の敷地について、固定資産税の住宅用特例の解除、いわゆる固定資産税が上がるというやつですけれども、現在、該当するような空き家はありますか。また、今後積極的にその勧告を行う方針はありますか。

◇議長（白石豊樹君） 企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 特定空家等に認定されますと、町は、指導・助言、勧告、命令、代執行という法に基づいた強い措置を講じなければなりません。これまでに5件ほど特定空家等に認定されました経緯がございますが、解体等の危険解除の措置が取られておりますので、固定資産税の住宅用特例の解除はしたことは、実績としてはございません。

町の方針としましては、特定空家等に認定することが目的ではなく、空き家が周囲に悪影響を及ぼす前の段階での対策が重要であると考えております。適正な空き家の管理等にいきます所有者への働きかけをはじめ、活用できる空き家は空き家バンクを通じた利活用を促しまして、活用が難しいと思われる空き家については、除却を促してまいりたいと考えております。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

田中享議員。

◇3番（田中 享君） 了解しました。

ところで、3月1日付の新聞によりますと、NPO法人ふるさと回帰支援センター発表の2023年、いわゆる昨年の都道府県別の移住希望地ランキングでは、過去最高の2位、前年の9位から大幅にアップして2位となりました。理由としては、群馬県は地震が少ないことや、生活費や教育費が安いこと、子育て世代やテレワーク層からの関心が高かったこと等が挙げられています。まさに、甘楽町にも当てはまることですので、ぜひ空

き家等を活用し、移住希望者を増加させていただきたいと思います。要望です。

以上で、質問を終わります。

◇議長（白石豊樹君） 以上で、田中享君の質問が終了しました。

次に、質問番号5及び6を一括して質問願います。議席番号12番山田邦彦君、登壇の上、質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「続けられる農業を目指して」と「オーガニックをもっと進めるために」の2点について、伺います。

まず、「続けられる農業を目指して」についてですが、東京大学の鈴木教授の本、『世界で最初に飢えるのは日本』が好評です。内容をかいつまんで言うと、「今そこに迫る世界食糧危機、そして最初に飢えるのは日本。国民の6割が餓死するという衝撃の予測。アメリカも中国も助けてくれない。国産農業を再興し、安全な国民生活を維持するための具体的対策とは」というショッキングな内容です。

「最初に飢える」とならないためには、国を挙げて食料自給率を向上させなくてはなりません。内閣が2月27日に閣議決定をした「食料・農業・農村基本法改定案」、これには「食料自給率」も「新規就農者支援」もありません。ぜひ、そうならないための方策を実施していただきたいと思います。

まず、国に対して、「新農業基本法」に「食料自給率」や「新規就農者支援」を明記するように、町村会で「意見書」を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国は、法律で「人・農地プラン」を「地域計画」とし、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成することが町に義務付けられています。10年後にも元気に営農してもらうためには、農家に対して抜本的な支援、価格保障や所得保障が必要だと思います。国や県とも連携し、行うことが大事だと思いますが、いかがでしょう。

この間、町内でも異常気象や価格高騰により、「もう米やめる。コンニャクを作らない」「規模を縮小する」、こういった生産者の方々が相次いでいると聞きました。その実態はどうなっているのでしょうか。件数や広さ、生産量などをお知らせください。

ぜひ実態をよくつかみ、「離農や廃業」などを選択しないように、農家の皆さんに寄り添った支援が必要と思いますが、いかがでしょう。

町の考えを伺います。

次に、「オーガニックをもっと進めるために」について伺います。

昨年、町は、群馬県で最初の「オーガニックビレッジ宣言」を行い、全国からも注目さ

れていますが、現在までの到達や問題点などをお聞かせください。ぜひ、全県のリーダーとなるような実践をしていただくことを期待して質問いたします。

まず、新規に「有機JAS」を取得した人、また現在する予定の人、オーガニックに挑戦する人の人数を教えてくださいたいと思います。

「オーガニック」ならではの出費がかさんで大変だという話を聞いています。有機JASを取得したり、それを継続に関わる経費など、いろいろと声を聞きますが、当事者によく話を聞いて、具体的な支援をすることが大事だと思います。ぜひ実施をとと思いますが、いかがでしょう。

また、新年度、新たに10名の「地域おこし協力隊」を募り、「オーガニック推進」のためのメンバー募集もするそうですが、その内容はどんなものでしょうか。

最後に、新たに「オーガニック推進協議会の規約」ができました。目的は、「生産から消費まで一貫し」とあり、大変素晴らしいものですが、協議会の5条には、「消費者の代表」が定められていません。ぜひ、一般公募を含め、複数の消費者の皆さんが参加できるようにと思いますが、いかがでしょう。

町の考えを伺います。

◇議長（白石豊樹君） 質問が終了しました。

質問番号5及び6を一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田邦彦議員から2つのご質問をいただきました。

まず最初に、「続けられる農業を目指して」というご質問でありますけれども、農政の憲法と言われますが、食料・農業・農村基本法の改正案が閣議決定をされて、今通常国会に提出されて制定をされる予定であります。

世界の食料需給の変動、そして地球の温暖化、日本の人口の減少などの変化に対応するために、「食料安全保障の確保」でありますとか、「環境と調和の取れた食料システムの確立」でありますとか、「農業の持続的な発展」、それから「農村の振興」を基本理念とした法案となっておると承知をしております。

町の農業の状況につきましては、生産者の高齢化に加えて、いわゆる生産費の物価の高騰により、生産のコストが増える一方、生産した農産物の価格転嫁はできない。このような状況で非常に苦しい経営を余儀なくされているのが現状だというふうに思います。

こうした農家の支援についての取り組みを町でも検討していかなければならないと思う

ところであります。

まず最初に、質問1で、「町村会で、このような意見書を出していただきたい」とのご質問がございました。農業基本法の見直しについての町村会での意見書ということでありまますけれども、議員がご指摘の町村会は、甘楽郡の町村会ではなくて、県の群馬県の町村会を指しているかというふうに思いますけれども、県の町村会では、理事会が開催をされる訳であります。その後も総会等もありますけれども、理事会が開催をされた際に、機会を捉えて、議員のご質問のことについては発言をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして議員、2から4の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をお願いいたしますと思います。

それから、「オーガニックの推進」の質問もいただきました。

昨年10月20日に、「甘楽町のオーガニック宣言」を行ったところであります。これからが有機農業推進のスタートであると、自分も思っているところであります。

今年度においては、既に実施計画の目標達成に向けて、PR動画の作成や、オリーブの植栽、給食の食材提供などの取り組みを実施しているところであります。

次年度につきましても、「甘楽町オーガニック推進協議会」が主体となりまして、給食の食材提供をこれからも継続をしていくとともに、有機野菜のいわゆる生産拡大、そして有機米の試験栽培、オリーブの植栽、そして消費者へのPR活動などを広くPRしていくことが重要だと思えますし、有機農の栽培者を増やす、栽培面積を増やすことも重要なことだというふうに思っております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からこの件につきましてもお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 産業課長。

◇産業課長（田村睦宏君） 命により、お答えします。

初めに、「続けられる農業を目指して」、このご質問の②番、「農家に抜本的な支援が必要で、国や県と連携していくことが大事」とのことですが、国では収入保険制度を実施しており、農業者の所得補償に取り組んでおります。町も、この保険の加入金の2分の1を補助し、農業者の支援を行っております。

また、令和5年度には、物価高騰により経営が厳しい農業者を対象に、飼料、肥料、農薬の経費の一部を助成する事業を実施いたしました。町内177人の農家へ総額2,62

9万7,000円の支出を行いました。

今後も、交付金等の財源確保ができましたら、支援事業を実施したいと考えます。

次に、ご質問③の「生産者の実態はどうなっているでしょうか」についてですが、コンニャクの生産農家につきましては、規模縮小や作目変更を考えているというお話を耳にしております。

しかしながら、作付自体はこれからのことですので、軒数や面積、生産量など、実際の数値としては、県、町、JAともに把握はできておりません。実態につきましては、今後の状況を見ながら情報収集し、把握していきたいと考えます。

最後に、ご質問④の「実態をよくつかみ、離農・廃業の選択がないよう寄り添った支援が必要だと思いますが」についてですが、議員のおっしゃるとおり、実態をよくつかみ、寄り添った支援が必要であると思っております。

農業指導センター、JA甘楽富岡等と連携し、農家への聞き取りや相談を受けつつ、情報収集に努めたいと考えます。

今後も、様々な方策を取り入れながら、積極的に農業支援に取り組んでまいりますので、議員皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

次に、「オーガニックをもっと進めるために」のご質問①ですが、「新規にオーガニックに挑戦する人の人数」についてですが、令和5年度に甘楽町で新規に有機JAS認証を取得される方はおりません。有機JAS認証を受けるには、最低2年間の有機栽培作業の実施と2年間の作業記録が必要となります。

昨年、町では、有機JAS取得のための最初に受けなければならない有機JAS講習会を開催し、10名の方に受講いただきました。この方々が、2年間、有機栽培を実施し、作業記録を残して、認定申請をすれば、有機JAS認証を取得できることとなります。

今後も、有機JAS講習会の受講に向けた支援を続けていきたいと考えます。

次に、ご質問②の「オーガニックならではの出費などに具体的な支援の実施を」についてですが、次年度は、有機JAS認証の取得に関わる経費の一部を助成する予定でございます。認証の更新に係る審査手数料の半分を補助する計画であり、オーガニック推進協議会でお諮りしたいと思います。

次に、質問③「地域おこし協力隊のオーガニック推進のための内容」についてですが、「有機農業を甘楽町で行っていただける方」として隊員の募集をかけています。現在、有機農業開始に向けて、農家で研修をしている隊員が1名おります。また、新たな募集とし

て、2名の地域おこし協力隊員を募集しているところでもあります。

有機農産物の生産団体の課題に、草取り作業における人手不足が大きな問題になっておりますので、地域おこし協力隊には作業のお手伝いをお願いしているところです。

受け入れ農家での研修を行うとともに、農作業の全般的なサポートは大きな労働力にもなっております。

隊員の任期終了後は、有機農業の担い手として町に移住し活躍してもらうことを期待しております。

最後に、ご質問④「オーガニック推進協議会の会員に一般公募を含め、複数の消費者が参加できるように」についてですが、今月18日に甘楽町オーガニック推進協議会の設立総会を開催し、立ち上げを行います。推進協議会では、全体的な取り組み内容と執行予算を決定していただく場としておりますので、各団体からの代表者を会員として選定させていただきました。

本協議会では、部会を置くことができる規定でありますので、消費者のご意見は、仮称ですが、「消費者部会」を置いて取りまとめていきたいと考えております。一般公募など、多くの消費者のご意見をいただき、より良い運営を目指していきたいと考えます。

今後も、有機農業産地づくり事業を積極的に進めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） まず、①なのですが、町長が町村会長ということで、いろいろな場面で大活躍をされています。ちょうど1年ぐらい前にも、このことについて意見書を町長の名前でもありましたし、町村会の名前でもありました。新しい農業、農業の展望を先程言われましたが、ただ残念ながら見せていただいたんですが、その時に食料自給率の文字ですとか、この新規就農者支援が、私からはちょっと見当たらなかったんですね。ですから、そこをやっぱり強く押し出していただければうれしいなというふうに思いました。

先程の紹介した本が、こんなちっちゃい本なんですけど、今、日本中で、鈴木教授が飛び回って、講習会を開いていたりして、私も何度か参加させていただいたんですが、食料自給率については、もうこの場にいらっしゃる人は皆さんご存じだと思うんですけど、長

らく30%台を上下している訳ですよ。ただ、それも見かけの数字であって、飼料ですとか、種ですとか、肥料ですとか、それぞれが輸入に頼っていたりするものですから、それを全部引き算といいますか、掛け算といいますか、してみると、10%に満たないのが、実際の食料自給率なんですね。ここで、どこからも何にも話が、国会が動かないと、今の政府がそういう自給率を向上させるということがなく、新しい法律になってしまうので、これはやっぱり先程、町長も言われましたが、いろんな機会を通じてぜひ発信していただいて、どうしても譲れない部分という印象を残すような意見書にさせていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

②なんですが、①とうんと密接な関係、全部密接な関係なんですけどね。言葉はちょっと乱暴かもしれないですけど、ちょっとやそっとの支援をしたのでは、農業が続けられなくなってしまうと思うんですね。去年、一昨年でしたっけ。人・農地プランで色塗りをした10年後にはどうなるかという、畑とか田んぼの予想図を作られて、今ホームページにもアップされていますけど、もう本当に惨たんたる状況になってしまいます。ぜひ、そこはやっぱり国全体が食料自給率をとということも重要なんですが、一つひとつの市町村が、あるいは一つひとつの農家さんですとか、地域が元気になって、農家を続けていかないと、本当に世界で一番最初に餓死をしてしまうように思います。ぜひ、そういう見地で、農家の方、農業を支援していただく。本当に抜本的なやり方をしていかないと、10年後というか、もう5年後になくなってしまうケースがあると私は思うんです。ぜひ、先程の、前回は177名の方にそれなりの補助をされたということ、これは本当に大事なことなんですけど、そのくらいの額ではやっぱりなかなか③にも係りますが、離農ですとか、廃業ですとか、④もそうですね。本当に立ち行かなくなってしまうから、耕し始めても駄目だと思うんですね。町長は長い間、いろんな意味で農業政策について精通されていると思いますので、抜本的なやり方、プランというか、できれば甘楽町型支援の体制みたいな形のを全国をリードするような形での支援のルートというか、スキームといいますか、「作る」が可能な方だと思いますので、ぜひ活躍をしていただければと思うんですが、②から④はごっちゃになっちゃいましたけど、ぜひそういう形で、抜本的な、もう周りの市町村がびっくりしちゃうような、手厚い支援をしていただければと思います。勝手に町長が言い出すと、いろいろ現場で温度差があると正直困りますので、4の最後にも書きましたが、農家の皆さんとよく話し合ってください、これでもかというぐらい農家の人が元気が出るような支援をしていただければうれしいなと思うんですが、いかがでしょ

うか。

◇議長（白石豊樹君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 2回目の質問をいただきました。何て言いますか、お褒めの言葉と申しますか、いろいろな言葉をいただきました。内容については、了解をいたしました。それなりの務めをこれからもしていければというふうに思っているところであります。

確かに、私も農業農村基本法の検証部会の委員として、参画をさせていただきました。町村からの参加者は1人でありましたし、中山間からの参加者も1人でありましたので、それなりの意見等は述べてきたつもりであります。その中で、私は特に強く思ったと申しますか、農村政策、農業の振興の中で一番大切なことは、やっぱり農村政策だということを書いてきました。農村と農業は一体となっていますから、農村政策はしっかりできないと、農業の発展もないからということ強く言ってきたところであります。

でも、その農村政策をするについては、いろんな援助をするというような話なり、たまげると申す話もありましたけど、そういうものについては、最後はやっぱり予算なんです。国の予算。町でそんなに予算が潤沢ではありませんから、国の予算をいかにうまく使って農村政策をやるかというところも、強く発言をしてきました。そのことは国が、農村政策、中山間の農業を一番よく分かっているのは、いわゆる行政でありますから、行政に対しての補助をしっかりする。国は今、もう1回所得補償をするようなことはなかなかちょっと難しく言っておりますけれども、そうでなく、そういうものの代わりとしても、町村にまずは一定程度の交付金を出して、そして町村が自分の町村の農業振興はこれが必要だと思うことをできるような、そういう施策をして欲しいということは強く申し上げてきたところであります。一定程度、その辺も新しい基本法の中では書き込まれているというふうに理解をしておるところであります。

そのような中でありますので、これからも機会がありましたら、町村会としての意見も、今話がありましたように、機会がありましたら発言をして取り組んでいければというふうに思っておるところであります。

非常に農業の振興が町の発展にもという思いは、私もずっと前から持っておりますので、農業とともに、農業だけでなく、商業も工業も、バランス良く一体的に発展できるような町になっていって欲しいなというふうに思っておるところです。よろしく申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

3回目の質問はありますか。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 実は、さっき言い忘れてしまったことが1つありまして、明言は町長されなかったんですけど、国に対して、食料自給率をアップすることですとか、新規就農者支援を確実にしていけるような法律の内容といたしますか、体系といたしますか、それをやっぱり盛り込ませるといたしますか、そこがやっぱりうんと大事だと思うんですよ。さっき町長がやったことを全部、私も大賛成なんですけど、食料自給率を高めるためにどうするかということを考えずに、ただ応援しますとか何とかということになっても、空文句になってしまうと思うんです。自給率を高めるためには、当然セットでマンパワーが必要な訳ですから、新規就農者がいてくれないと、成立しない訳ですよ。そこをやっぱり甘楽町は少しずつ始めてはいただいているんですけど、国会でもう審議が始まってしまいそうなので、ぜひ早めにそういう形で行動をしていただくことが大事かなと思いますので、ぜひ、例えば6月議会を待たずに、全国の、言い方はあれですけど、同士というんでしょうかね。町村会のメンバーの方に話しかけていただいて、全国で無理なら群馬県、群馬県で無理なら甘楽・富岡みたいな形になってしまうかもしれませんが、即、行動していただけるとうれしいなと思います。いかがでしょうか。

◇議長（白石豊樹君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 過日、基本法部会の最後、最後といたしますかね。第18回目の会議が農林省で行われました。私もそこに参画をしてきましたけれども、大体がもう基本法の法案改正が出来上がってきたというところでありまして。ですから、今の段階でなかなか大変だなというふうに思いますけれども、これから国会にかけて、基本法に付随する法律がいっぱいありますから、その法律の中で、そういうものを一定程度うたわれるんじゃないかなというふうに思っていますし、私が今思っている限りにおいては、基本、何というんですか。自給率の話もありましたけれども、自給率が大切だというのはもうほとんどの人が承知していますけれども、そこにその数値を入れるだけで、果たして自給率が上がるかということは、みんなが思っているところなんです。それで、それに対して、これこれこういう施策をする、こういうことをしているんだ、こういうことだという法律の加えがありましたので、私はそれでよしとするということで了解をしたところでありまして。私は1人了解するより、大勢のいろんな役職者といえますか、大学の先生等々もいっぱい

ましたから、そういう人たちの意見としては、そういうことであったというふうに思っております。

その後、細かな次のそれに附随する法律が出てきますので、そういう法律の中で、そういうものがまたいろいろ審議をされるんじゃないかなというふうに、今思っているところでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 答弁が終了しました。

質問番号5番、終了しました。

続いて、質問番号6番について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ①については、了解しました。

②なんですけれども、ここにはあまりだらだら書きませんでした、ここに例に1つだけ、「虫よけのためのネット等」というふうには書かせていただいたんですが、オーガニックでなければ準備をしなくてもいいものと、オーガニックをするにあたって新たな出費が必要なものですかね。それは、私は残念ながら、あまり現場は知らないものですが、こういうふうな言い方しかできないんですけど、ぜひその辺りは現場の農家の皆さん、たくさん今まで経験してきて、いろいろな不都合という言い方をすると変ですけど、こういうことがあればいいんだけどなということたくさん蓄積があると思うんですね。それをやっぱり丁寧に1人ずつ、いろんな場面で聞いていただいて、それを全体として実現できる、また新しく始めた人、あるいは始めようかなと思う人が、途中で諦めずに、オーガニックに参加できるようなシステムを作ることがないと、成功しないように思います。

ぜひそういう形での声かけですとか、情報収集ですとか、計画的にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

③についてです。今まで地域おこし協力隊の方、1年だったり、1年に満たなかったりあるいは3年ですとかね。いろいろなパターンの方がいらっしゃったようです。

ただ、残念ながら、なかなか町に定着をしていただけなかった。そういう中で、例えば、新たに来年度は10名とありますが、今いらっしゃる方も含めて、期間というんでしょうか。協力隊で活動する期間が終わったら、例えば町で雇ってしまうとか、職員として迎えるとか、もし町で無理であれば、関係するいろいろな団体、会社も含めて、相談し

ていただいて、要するに収入がなければ町にとどまってもらえないですからね。そういうふうな発想も必要なんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

④についてですが、部会を置いて消費者の方もという話がありました。私は、できればその一番の基になる組織というんでしょうかね。その協議会の中に、やっぱり消費者の代表の方も入っていただいて、いろいろなところで活躍してもらえるとうれしいなというふうに思います。部会は部会で、ぜひ活発にさせていただく訳なんですけれども、これも第5条の話に書きましたが、そこでもぜひ今からでも設置していただいて、声をなるだけ上手に聞けるような体制にさせていただければうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（白石豊樹君） 産業課長。

◇産業課長（田村睦宏君） まず、②番につきまして、農家によく話を聞いてということでございますので、実践している農家に話をよく聞いて、できる限りの支援をするよう努めたいと思っております。

③番、地域おこし協力隊ですが、町で雇ってはという話でもございますが、部署によって雇えるところと雇えないところもございまして、年数につきましても、本人の意向もございまして、うちとしては移住定住を望んでいるところでもございますが、本人の意向も酌み取りながら、相談しながら、ぜひ残っていただけるように、今後も努めていきたいと思っております。

それから、④番の消費者を会員に加えてはということなんですが、こちらも来週、総会が始まりますので、今回は現在予定している会員で開催をさせていただき、その後少し検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 3回目の質問はありますか。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（白石豊樹君） 質問番号6が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問は全て終了しました。

これもちまして、一般質問が終了しました。

○字句等整理委任の件

◇議長（白石豊樹君） 令和6年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。
お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（白石豊樹君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 令和6年第1回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会も7日に開会し、本日最終日を迎えることができました。

今定例会におきましては、令和6年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算、条例の改正・制定・廃止、規約の協議、令和5年度一般会計、各特別会計の補正予算、固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会委員の人事案件など30議案と2件の同意案件を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議を賜りました結果、すべて原案どおりご議決、ご同意を賜りましたことに誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

本会議、全員協議会など審議の過程で皆様から寄せられました数々のご意見ご提言は念頭において、今後の町政執行にあたりたいと考えておりますので、引き続きのご指導ご協力を重ねてお願い申し上げます。

3年以上にわたりマスクを着用し手の消毒をするなど日常に制限がかかる状況での生活でありました。なかなか収束してくれない状況が続き、町の行事など何ごととも思うように進められない、もどかしい思いをした3年間でもありました。昨年5月からコロナが2類から5類感染症に移行され、ようやく社会経済が動き出し、従来の活気が徐々にありますが戻ってきているように思えます。コロナワクチン接種も3月末までは無料で受けられますが、4月からは個人負担が伴う接種方法となります。今なお新たな変異株が広がりをみせることについては、町としても気を緩めずに注意を払っていきたいというふうに思っ

ております。

さて、この一年を振り返ってみますと、甘楽町が一年で一番輝く3月から5月まで「キラッとかんら観光キャンペーン」を実施し、町民の皆様そして多くの町外の観光客の皆様をお迎えすることができました。

このような中で3月には、町民の皆様をはじめ多くの皆様のお力をいただき、町の大プロジェクトでありました、長年の念願でもありました甘楽スマートインターチェンジの開通を無事に迎えることができました。アクセス性が大きく向上し、出入りの合計交通量は、日平均で800台ほどの台数にまで伸びております。開通1年を迎え、今後さらに利用台数が増えていくことを期待するとともに、町の産業や観光の活性化につながっていくものと確信しておるところであります。

4月には「さくら祭り武者行列」、そして記念すべき第40回を迎えた「さくらマラソン大会」を実施し、県内外から多くの方々に参加していただきまして盛大に開催することができました。

8月には、友好交流40周年を迎えたチェルタルド使節団を受け入れ、その後、私も団長として参加をさせていただいた第18次中学生国際交流研修団が5年ぶりにチェルタルドに降り立ち友好交流40年という歴史を胸に刻み交流を行ってまいりました。

10月には地域おこし協力隊妻木さんの所属団体と協力して、甘楽町初となる「プロレス興行」を開催し、町内外から大勢の皆さんに足を運んでいただき、多くの声援で試合を観戦していただきました。

11月にはチェルタルド市との姉妹都市協定締結40周年記念式典をイタリアの大使、そしてジャーコモ・クチーニ・チェルタルド市長をはじめとする使節団を迎え、友好の絆を再確認することができました。40年前に蒔かれた「一粒の麦」が大きな実りを迎え、チェルタルド市を訪れた甘楽町の中学生も昨年8月の第18次研修団で300人を超えました。

年明け1月には、消防団出初式、そして二十歳の皆さんをお祝いする二十歳の集いを4年ぶりに制限がかからない状態で開催できましたことも大変嬉しく思っておるところであります。

2月17日には、町発足65周年記念事業として、NHK前橋放送局にご協力をいただき、NHK公開番組「東京落語会」を開催いたしましたところ、町内外から大変多くの観覧応募をいただき盛大に開催することができました。

このように令和5年度は、活動制限がかからない状況の中で町の行事が進められ開催できましたことは、コロナの規制が緩和されたことはもちろんでありますけれども、何より皆様から賜りました町への暖かいご支援とご協力のお陰と、改めて心より感謝と御礼を申し上げます。

今年は町発足65周年を迎え、新年度についても記念事業を予定しておりますが、間もなく「キラッとかんら観光キャンペーン」のメイン行事でもあります桜の時期を迎えます。今年の桜前線は早い予報であります。おもてなしの心で観光客の皆様をお迎えし、町の魅力発信につなげていきたいと考えております。

ここで少し時間をいただき、私事ではありますけれども、7月に行われる町長選挙について申し述べさせていただきます。

今回7月に行われる町長選挙に、私は立候補せず、退任をいたします。何より今日までこられたのは、支えていただいた後援会の皆様、そして多くの町民の皆様のおかげであり、心より感謝を申し上げます。残りの期間まだ少しありますので、最後まで頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

そして、本日は大勢の後援会の皆様をはじめ、傍聴者の皆様にお越しをいただきましてありがとうございました。今後におきましても議会、そして町政に対する関心を高めていただくことをお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（白石豊樹君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会しました今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日、無事に閉会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、令和6年度一般会計予算及び各特別会計予算をはじめ、重要な条例や人事案件など、多くの案件をご審議していただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、要望等につきまして、意に適う、より効率的な業務執行に努められるよう、強く期待をしております。

傍聴席の皆様には、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。

私ども議会議員も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っております。今後においても議会に関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。

最後に、町長の任期はまだありますので、最後まで元気に力強く、充実した勤務に取り組んでいただきたいことをお願い申し上げ、皆さんを中心とした当町の益々のご発展とご参会の皆さんのご多幸ご活躍をご祈念申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

○閉 会

◇議長（白石豊樹君） 以上で、令和6年第1回甘楽町議会定例会を閉会といたします。

午後3時40分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 白 石 豊 樹

署名議員 山 田 光 男

署名議員 金 田 倍 視